

はじめに 著作権とは何か

「著作権」という言葉が注目を集めています。

著作権とは、文学・映画・音楽・美術といった作品の創作者が持つ、その作品がどう利用されるかを決定できる権利のことです。

著作権の最大の存在理由（少なくともそのひとつ）は、芸術文化活動が活発におこなわれるための土壌を作ることだと筆者は考えています。

なぜなら、豊かな芸術文化は私たちの社会に必要なものだからです。

ですから、著作権をその目的に沿うように使ったり、設計することは、私たちに課せられた課題です。

これで、この本でいいたいことは書いてしまいました。

以下では、具体例を挙げながらこの権利のことをもう少し詳しく述べていきましょう。

本書では、著作権というものの基本的な考え方を紹介していきますが、手始めに、まずは著作権に限らず「権利」とはどういうものか、簡単に触れてみたいと思います。

最近、さまざまな芸術文化のジャンルの関係者が、あるいは一般のユーザーでも結構ですが、「権利」、特に「知的財産権」というものを意識することが、以前よりもずっと増えてきていると思います。「権利の時代」といわれることもあり、すし、「権利ビジネス」とか「権利侵害」といった言葉もよく耳にします。

こうした「権利」とは、どんなものなのでしょうか。

たとえば、クリエイティブな作業に絞っていえば、「権利」というものは次のような場面です。頭をもたげてきます。

仮に、あなたが気に入ったアーティストの曲や気に入った写真家の作品を使って、自分のホームページを作ろうとしたとします。つまり、他人の作品を使うのですね。そのときに、勝手に使ってしまったのかと思う。あるいは逆に、あなたが、たとえば小説家であるとして、他人の書いた本を読んでいたときに自分の小説とそっくりのパートが出てきたとします。「こんなこと、許されるのかな」と思ったりはしないでしょうか。これは、立場は逆ですが、要するに同じ疑問を持っているのです。これらの疑問には、「権利」がかかっています。

ここまでお話したところで、「権利」をめぐる第一のルールをご紹介したいと思います。といっても、読者が理解しやすいように、筆者が即席でこしらえたルールです。

ルール① それがあなたの権利なら、一定の利用をコントロールできる。

大事なところに傍線を引きました。「権利」のところに線が引いてありますね。これは「権利」というものにはいろいろな種類があるからです。

たとえば、筆者はちょうど本章の執筆中に、写真家の森山大道さんの作品集を購入しました。買ったのですから、その写真集は筆者の持ち物です。この写真集をどこに持っていくのも、どこにしまっておくのも筆者の自由です。また、友人に転売すること、つまり処分もできます。何度も見飽きてしまったときは、よいことかどうかはともかく捨ててしまうこともできます。なぜならば、それは筆者の持ち物だからです。

法律的には、これを筆者の「所有物」といって、筆者はその写真集に対して「所有権」という権利を持っていることになるのです。所有権という権利を持っているので、保管するとか、処分するとか、廃棄するとか、そういった利用を原則として自由にできます。また、筆者以外

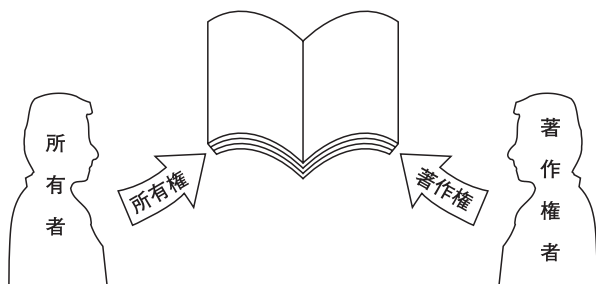
の人は、その写真集について今述べたような利用を自由にできないのです。他人が勝手に筆者の本を持っていったら、泥棒になります。このように、筆者は著作権という権利に基づいて、その利用をコントロールできるわけです。

ところが、「利用」といってもコントロールできるのはすべての利用ではありません。「一定の利用」です。たとえば、写真集のなかのある作品をとっても気に入ったから、その写真を来年の年賀状に使うことにして何百枚も葉書に印刷したり、あるいは写真をスキャナーで自分のPCに取り込んでホームページの背景に使用したくなったとします。そうすると、これは突然、筆者の自由にはなりません。なぜでしょうか。

それは本の中身、つまり情報を利用しようとしているからです。写真集は筆者の持ち物ですが、情報は筆者の持ち物ではないからです。言い方を変えれば、筆者の著作権は物（有体物）としての本にだけ及ぶもので、情報（無体物）としての写真には及ばないからです。この情報としての写真には、著作権ではなく別の権利が働き、その権利の持ち主はほかにいます。この別の権利というのが「著作権」で、その持ち主は、おそらくクリエイターである森山さん本人です。

ですから、筆者は勝手に中身である写真をコピーしたり、ホームページに載せたりできないのです。それは著作権にかかわる利用だからです。著作権にかかわる利用は筆者がコントロー

写真集に働く所有権と著作権



「有体物」としての写真集の、占有、使用、処分をコントロール

「無体物」としての写真の、複製、公衆送信、その他の利用をコントロール

ルできますが、著作権にかかわる利用は著作権の持ち主である写真家がコントロールしますので、筆者のホームページに載せるのは許可をもらわないとできないのです。

このように、一冊の写真集をとってみても、そこには所有権と著作権というふたつの権利が働いていますし、それぞれの権利の持ち主が違っていたりします。また、利用の仕方によって、どちらの権利がかかわるかが変わり、それに伴い、その利用をコントロールできる人も変わるわけです。

そこで、「それがあなたの権利なら、一定の利用をコントロールできる」と書いたのです。

もう少し、「権利」について話を続けましょう。「コントロールできる」と書きましたが、

それはどういう意味でしょうか。

たとえば、著作権でいえば、自分の作品を自由にコピーできる、という意味でしょうか。

それもありますが、本質的には自分でなくて他人が利用したときに、この「コントロール」ということが本領を發揮します。

たとえば、あなたの小説の一節が勝手に他人に使われたり、真似されたりして、「ひどいな」と思ったとします。その思いを胸にしまっておいたり、酒の席で友達に怒りをぶつけたりしているあいだは、それは単なる個人的感情にすぎませんが、その怒りを何かもつと具体的な形にしたい場合もあるでしょう。たとえば、そんな本は出版を止めてほしいとか、損害賠償をしてほしいと感じたとします。こうした要求を相手に対してできる、ただできるだけではなくて、いよいよとなれば裁判に訴えてでも強制的に要求を実現できる。権利とはそうした「力」のことをいいます。

著作権に話を絞るならば、著作権とは、作品を使われてしまった後に損害賠償という金銭の請求をできるだけではなく、これから使おうという人に対して強制的にその利用を止めさせることもできる権利、すなわち禁止権です。しかも、この禁止権は絶対的な権利です。世界中の誰に対しても、理由を問わずに禁止することができます。理由は必要ありません。

禁止の裏返しとして、著作物の利用を許可することもできます。誰に対して、どういう条件

で許可するか。これも権利者の自由です。もつとも、「そんな条件なら許可はいらぬ」と利用を断るのも相手の自由です。この許可のことを、「許諾」とか「ライセンス」といいます。

では、こうした著作権は誰が持っているのでしょうか？　ここで、第二のルールが登場します。

ルール②　著作権は、著作物について、それを創作した人に与えられる。

著作権は、原則として、その著作物を創作した人に与えられます。この著作物の作者のことを「著作者」といいます。また、著作権を持っている人を一文字違いで「著作権者」といいます。つまり、最初は「著作者」イコール「著作権者」ということですね。これについては後で詳しく説明します。

この第二のルールには、もうひとつ大きな意味があります。つまり、著作権が働くためには、大前提としてそれが著作物でなければならぬのです。いろいろな情報や作品が著作物になり得ますが、あくまでも著作物として認められる内容のもでなければなりません。著作物でなければ、話はそこで終わりです。著作権が働く余地はありませんし、考える必要もなくなりません。

ただし、著作物にはあたらぬ文字やデザインでも、商標権や意匠権など、別の権利が働く
かもしれません。こうした形のない情報について認められる権利をすべてひっくるめて、「知
的財産権」とか「知的所有権」といいます。このように、問題にされている作品や情報が、ど
んな知的財産権の対象になるかをきちんと整理することは大切です。